

機 械 警 備 業 務 委 託 契 約 書 (案)

沖縄県衛生環境研究所 所長 渡口 輝 (以下「甲」という。) と、
(以下「乙」という。) は、下記の条項により施設の機械警備に関する契約を締結する。
(「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく契約)

(警備物件)

第 1 条 警備物件は、次のとおりとする。

所在地 沖縄県うるま市字兼箇段 17 番地 1
名 称 沖縄県衛生環境研究所

(契約の目的)

第 2 条 この契約は、乙が甲に対し、別紙仕様書に基づく警備に関する業務 (以下「委託業務」という。) を実施し、甲がこれに対して委託料を支払うことを目的とする。

(契約期間)

第 3 条 本契約の有効期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までとする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約の一部又は全部を解除することができる。この場合において、甲は解除により生じた乙の損害についてはその責を負わない。

(契約金額)

第 4 条 総額 円 (うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 円)

年額	令和 8 年度	円 (内消費税	円)
	令和 9 年度	円 (内消費税	円)
	令和 10 年度	円 (内消費税	円)

月額 円 (うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 円)

(注) 「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条の規定並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出したもので、契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。(円未満切捨)

- 委託業務の実施期間が 1 ヶ月に満たない場合は、当該月の委託料は日割計算 (1 円未満の端数切捨)
- 消費税額及び地方消費税額は税率に変動がある場合は甲乙協議の上、これを改正後の税率により定めるものとする。

(支払方法)

第5条 乙は毎月の業務完了後の翌月に前条の業務委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は正当な支払請求書を受理した日から起算して30日以内に、これを乙に支払うものとする。

3 甲は、自己の責に帰すべき事由により委託料の支払いを遅延した場合は、前項の期間満了の翌日から支払日までの日数に応じ、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められた率により計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

(契約保証金)

第6条 本契約に関する契約保証金は、沖縄県財務規則第101条による。

(警備業務)

第7条 乙は、警備計画書に基づいて自動警備装置等による警備を実施し、常に善良な警備業務を行うものとする。

2 乙は、異常を感知又は発見した場合は、警備報告書を作成し速やかに甲に報告するものとする。

3 乙は、警備計画上必要と認められる諸設備を装置し、警報装置及びこれに付帯する一切の設備については、乙が設置し所有する。

(調査)

第8条 甲は、この契約の履行について必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、又は、報告を求めることができる。

(損害賠償責任)

第9条 警備物件に生じた損害が乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、乙はその損害を賠償するものとする。

2 乙が本契約に基づき、警備を実施中に乙の責に帰すべき事由により第三者（甲の職員を含む）に対し身体及び財産上の損害を与えた場合は、乙はその損害を賠償するものとする。

(免責事項)

第10条 乙は下記の事項については一切責任を負わないものとする。

(1) 天変地異、その他不可抗力により生じた一切の損害。

(2) 警報機器が正常に作動したにもかかわらず、乙の責に帰することのできない事由で通信回線により送信が行われない状態にあったため生じた一切の損害。

- (3) 甲の責に帰すべき事由により警報機器が正常に作動しなかったことにより生じた一切の損害。

(契約の解除)

第 11 条 甲は、乙が次のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに契約を解除することができる。

- (1) 乙が正当な理由なくしてこの契約の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) この契約の履行について、乙又はその使用人に不正又は不当の行為があったとき。
- (3) 甲において、乙がこの契約を履行することができないと明らかに認められたとき。
- (4) 乙が契約の各条項に違反したとき。
- (5) 甲が次のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せず、契約を解除することができる。

イ 法人等の（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規程する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規程する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

ロ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(下請負契約等に関する契約解除)

第 12 条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、排除対象者（前条に各号に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第13条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(契約解除に伴う設備等の撤去)

第14条 甲の都合による場合においても、本契約が終了若しくは解除したときは、乙は、遅滞なく警報機器及びこれに付帯する一切の設備について撤去し、現状に復するものとする。又これに要する一切の経費は乙が負担するものとする。

(委任下請け及び権利義務の譲渡禁止)

第15条 乙は、この契約の履行にあたり、業務の全部若しくは一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(労働関係法令の遵守)

第16条 乙は、この契約の履行において、労働基準法、最低賃金法その他関係法令を遵守しなければならない。

(所有及び警報機器等の設置)

第17条 乙が業務実施のため設置する機械、機器その他器具（以下「警報機器」という。）は、乙の所有に属する。また、警報機器の種類、個数、設置場所は添付図面によるものとする。

2 乙は、この委託期間が満了したとき又は契約が解除されたときは、速やかに機器等を取り外さなければならない。その際の撤去費用は乙の負担とする。

(保守及び点検等)

第18条 委託業務を遂行するうえで必要な機器等に係る保守、点検及び補修等の費用は、乙の負担とする。

(増改築等)

第19条 甲は契約物件の増改築、模様替え、レイアウト若しくは用途変更をしようとするときは、事前に乙に通知するものとする。

2 前項により既設の警報機器等の移動又は変更等の必要が生じた場合は、事前に乙に通知するものとし、当該工事費は甲が負担する。

(機密保持の義務)

第 20 条 甲及び乙は、本契約の締結並びに実施にあたり、知り得た相手方の機密事項を契約有効期間中又は契約終了後であるを問わず、一切他に漏洩してはならない。

(緊急時等の措置)

第 21 条 乙は、業務実施上緊急の措置を要すると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、乙はあらかじめ、甲の指示を求めなければならない。

ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではない。

2 前項の場合において、乙はそのとった措置について、速やかに甲に報告しなければならない。

(管轄裁判所)

第 22 条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(協議事項)

第 23 条 甲及び乙は相互に協力し、信義を守り誠実に本契約を履行するものとし、この契約の履行について生じた疑義又は定めのない事項については、法令その他慣習に従うほか、甲乙協議して決定するものとする。

本契約の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県うるま市字兼箇段 1 7 番地 1
沖縄県衛生環境研究所
所長 渡口 輝

乙

警備計画書（案）

1 警備方法

(1) 自動警報警備

ア 防犯監視

警報機器によって感知される侵入異常の監視ならびに侵入異常を受信したときは、遅滞なく緊急要員を急行させ、異常事態の内容の確認を行うものとする。

その結果、必要と認められたときは警察機関へ通報し、緊急出動を要請するとともに、緊急連絡先（緊急連絡職員）に定められた順序に従って電話連絡し、事態の拡大防止のための必要な措置をとるものとする。

イ 火災監視

警報機器によって感知される契約物件にかかる火災異常の監視ならびに火災異常を受信したときは、緊急対処及び消防機関へ通報し、必要と認められたときは、消防への緊急出動を要請し、緊急連絡先（緊急連絡職員）に定められた順序に従って電話連絡するものとする。

ウ 設備監視

警報機器によって感知される契約物件にかかる設備異常の監視ならびに異常を受信したときは、緊急連絡先（緊急連絡職員）に定められた順序に従って電話連絡するものとする。

2 協定事項

(1) 警備の責任時間帯

ア 平日は午後 5 時から翌日午前 8 時 30 分までの間

イ 土日、祝祭日、沖縄県慰霊の日及び年末年始等特別休暇日については、それぞれ、午前 8 時 30 分から翌日午前 8 時 30 分までの間。

ウ 火災監視および設備監視は 365 日 24 時間。

(2) 最終退出者の対応

ア 最終退出者は、退出直前に警報装置の警備監視をセットする。

イ 残業等で退出時間が著しく遅くなる場合（おおむね午後 9 時頃）及び休日出勤のある場合は、あらかじめ警備会社へ連絡すること。

(3) 停電時の対応

契約物件が停電となったときは、緊急連絡先（緊急連絡職員）に定められた順序に従って電話連絡するものとする。

(4) 連絡先変更等

緊急連絡先に変更があった場合は、速やかに変更内容を連絡することとする。